

東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘
令和8年度入所意向調査書（生活介護・新規）のご案内

東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者支援施設梅ヶ丘へ（生活介護）への入所について、令和8年度中に施設に空きがでた場合に、入所をご希望される方は、「令和8年度入所意向調査書（新規）」をご記入いただき、お住まいの地域の保健福祉課へご提出ください。

1 入所対象者

- ◎障害の種別を問わず、障害支援区分が4以上の方（50歳以上は区分3以上）
※障害支援区分が4以上（50歳以上は区分3以上）を満たさない方については、障害者総合支援法のサービスを決定している区市町村に事前にご相談ください。
- ◎施設入所後、原則日中は、同施設内の生活介護の利用を希望する方
- ◎入所後5年を目途に地域移行の実現にむけ、入所中に地域移行に向けた取り組みを行う意思のある方

2 募集の内容

令和8年度中に施設に空き室が生じた場合に備え、同年度中の入所希望者の募集を行います。なお、新規入所者は、空きが生じたユニットや退所となった方の性別や障害の特性等を考慮し、決定されます。新規入所候補者となりましたら、改めて、施設の運営法人よりご連絡させていただきます。

※令和8年度中、施設に空き室が出ない場合もございますので、予めご了承ください。

3 申込みの受付

◎申込みは、令和8年4月1日より、お住まい地域の保健福祉課にて、通年で受け付けています。

◎令和8年度中に施設に空き室が生じた場合は、空き室が生じた日の前開庁日までに、「令和8年度入所意向調査書（生活介護・新規）」を、保健福祉課にご提出いただいている方（前年度より継続申請された方も含む）の中から、新規入所者を決定いたします。

※（例）令和8年10月5日（月）に施設に空き室が生じた場合

⇒令和8年10月2日（金）までに、お住まいの地域の保健福祉課に、調査書をご提出いただいている方の中から新規入所者を決定

※保健福祉課開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

4 ご提出物

「令和8年度入所意向調査書（生活介護・新規）」をご記入のうえ、お住まいの地域の保健福祉課にご提出ください。

《記入内容》

- ① 提出者及び本人欄に、住所、氏名をご記入ください。提出者と本人が同一の場合は、本人の項目には、「同上」とご記入ください。押印は不要です。
- ② 調査書下部の表に、入所希望者（ご本人）及び提出者の方の情報を、ご記入ください。
- ③ 入所後5年を目途に地域移行の実現にむけた取り組みを行う本施設への入所を希望される理由を、ご記入ください。

5 その他

○令和8年度中に、提出いただいた入所意向調査書の提出者住所に変更があった場合は、提出された保健福祉課へ、その旨、ご連絡ください。

○今回の募集に申し込みをされた方で、令和8年度中に入所に至らなかった方へは、令和9年度中の施設の空き室に備え、「令和9年度入所意向調査書（生活介護・継続）」を、令和9年2月下旬に、今回ご提出いただいた入所意向調査書の提出者住所へ、お送りする予定です。

《お問い合わせ先》

◆施設に関すること 東京リハビリテーションセンター世田谷 障害者施設支援梅ヶ丘

TEL03-6379-0625/FAX03-6379-0428

◆申込の手続きに関すること 世田谷区障害福祉部障害者地域生活課

TEL03-5432-2420/FAX03-5432-3021